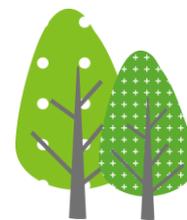


指定難病医療費助成制度



国や都道府県が指定する難病について、研究のために治療のデータを厚生労働省に提供することを前提に、その治療にかかった費用（保険診療分）の一部を助成する制度です。

● 対象

- 指定難病にかかっている、各種健康保険に加入されている方が対象となります。
- 国指定の 333 疾病に加えて、都道府県ごとに指定されている疾病が異なりますので、各自治体の担当窓口にお問い合わせください。

● 助成内容

- 指定された疾病について保険を適用した医療費のうち、下表の自己負担限度額を超えた額が助成されます。

区分		月額自己負担限度額（複数の医療機関合算）		
		一般	高額かつ長期※	人工呼吸器等装着者
生活保護受給世帯		0円	0円	0円
住民税非課税世帯	本人年収 80 万円未満	2,500円	2,500円	1,000円
	本人年収 80 万円超	5,000円	5,000円	
住民税 7.1 万円未満		10,000円	5,000円	
住民税 7.1 万円以上 25.1 万円未満		20,000円	10,000円	
住民税 25.1 万円以上		30,000円	20,000円	
入院時の食費		全額自己負担		

※「高額かつ長期」とは、月ごとの医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある者（別途手続きが必要）

- 小児慢性特定疾病医療費助成も対象になる病名の場合は、そちらを申請する方が、医療費や食事代の助成範囲が大きくなります。

● 申請窓口

お住まいの地域の保健所や障害福祉課など

● 手続き方法

- 申請窓口へ必要書類（申請書・臨床調査個人票等）を取りに行きます。自治体によってはホームページからダウンロードできる場合もあります。
- 当センター1階文書受付へ臨床調査個人票を提出し、指定医に作成を依頼します。（文書料金 2,500円）
- 臨床調査個人票が出来上がりましたら、必要書類（申請書・臨床調査個人票・世帯調査票・所得に関する証明書等）をそろえ、申請窓口へ提出します。
- 認定が下りると、特定医療費（指定難病）受給者証が交付されます。受給者証が交付されたら、外来の方は当センター1階会計受付、入院の方は入退院受付に提示してください。

● 受診をする時

健康保険証と一緒に、受給者証を医療機関や薬局の窓口へご提示ください。

● ご注意いただきたいこと

- 助成開始は、原則申請日からです。出来るだけ早めのお手続きをお勧めします。
- 助成の対象となるのは、指定医療機関で受診した指定難病にかかわるものに限りです。
- 申請時に、受診する指定医療機関（薬局、訪問看護ステーション含む）を記載する必要があります。
- 毎年の更新手続きが必要です。

国立成育医療研究センター 医療連携・患者支援センター
ソーシャルワーカー TEL03-3416-0181（代表）

（2020.5改）